

放課後児童クラブの 設備運営基準について

平成26年3月25日(火)

松戸市 子育て支援課

1. 放課後児童クラブの基準検討について

子ども・子育て新制度では、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図ることとされており、放課後児童クラブもその一つとして位置づけられている。

また、新制度に合わせた児童福祉法の改正により、事業の設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとされたほか、対象児童の明確化、市町村の関与の強化、市町村の情報収集の規定等が盛り込まれた。

これを受けて、国として新たに放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準を作成するにあたり、有識者の意見を踏まえて検討を行うため、社会保障審議会の児童部会内に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」が設けられた。

2. 専門委員会での検討結果（従うべき基準）

項目	専門委員会による報告	現行の国のガイドライン	現行の市の要綱
従事する者	資格の水準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者（「児童の遊びを指導する者」）であって、研修を受講した者であることが適当。（一定の経過措置等についても検討）	児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい	心身ともに健康で、児童の健全育成に熱意及び知識を有する者（松戸市放課後児童クラブ運営指導要綱） ※松戸市と法人連絡協議会の共催で、毎年指導員研修を実施
員数	異年齢の児童を同時かつ継続的に育成・支援する必要や安全面での管理が必要であることなどから、職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とするのが適当。	記載なし	補助対象となる常勤指導員の人数は、概ね児童クラブの定員20名につき1人（松戸市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱）

<参考>

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項が定める「児童の遊びを指導する者」に該当する者

- (1) 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 保育士
- (3) 社会福祉士
- (4) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭
- (5) 高等学校を卒業した者（文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者含む）で、二年以上児童福祉事業に従事した者
- (6) 大学（国内外問わず）、大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

3. 専門委員会での検討結果(参酌すべき基準①)

項目	専門委員会による報告	現行の国のガイドライン	現行の市の要綱
児童の集団の規模	<p>児童の情緒面への配慮や安全性の確保から、児童の集団の規模はおおむね40人までとすることが適当。</p> <p>※児童数がおおむね40人を超えるクラブについては、複数のクラブに分割して運営することや、地域の実情に応じて1つのクラブの中で複数の集団に分けて対応するよう努めることとする。</p>	<p>おおむね40人程度までとすることが望ましい。また、1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとする。</p>	<p>定員：40人もしくは60人(放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱)</p>
施設・設備	<p>専用室・専用スペースは児童の生活の場としての機能が十分に確保される場所であって、事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋又はスペースと捉え、面積は、「児童1人あたりおおむね1.65㎡以上」とすることが適当。</p>	<p>(1) 児童のための専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。</p> <p>(2) 子どもが生活するスペースについては児童1人あたりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましい。なお、子どもが体調の悪い時などに休息できる静養スペースを確保すること。</p> <p>(3) 施設・設備については、衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。</p>	<p>クラブの面積は、児童一人あたりにつき概ね1.65平方メートル以上の保育スペースを確保することとする。(松戸市放課後児童クラブ施設設備整備指針)</p>

3. 専門委員会での検討結果(参酌すべき基準②)

項目	専門委員会による報告	現行の国のガイドライン	現行の市の要綱
開所日数	年間250日以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して事業を行う者が定めることが適当。	子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること。 新1年生については、保育所との連続を考慮し、4月1日より受け入れること。	日曜日及び国民の祝日、12月29日から翌年1月3日までを除いた日(松戸市放課後児童クラブ運営指導要綱)
開所時間	平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して事業を行う者が定めるものとすることが適当。	子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること。 また、土曜日、長期休業期間、学校休業日等については、保護者の就労実態等をふまえて8時間以上開所すること。	(1) 月曜日から金曜日まで 午後1時から午後6時まで (2) 土曜日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日並びに小学校の休業日 午前8時30分から午後6時まで (松戸市放課後児童クラブ運営指導要綱)

3. 専門委員会での検討結果(参酌すべき基準③)

項目	専門委員会による報告	現行の国のガイドライン
その他の基準	<p>「非常災害対策」 「虐待等の禁止」 「秘密の保持に関すること」 「保護者・小学校等との連携等」 「事故発生時の対応」 等について省令上に定めることが 適当。</p>	<p>○放課後児童指導員の役割 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ること。</p> <p>○保護者への支援・連携 保護者会等の活動についても積極的に支援、連携し、放課後児童クラブの運営を保護者と連携して進めるとともに、保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるような支援を行うこと。</p> <p>○学校との連携 学校との連携を積極的に図ること。なお、学校との情報交換に当たっては、個人情報保護や秘密の保持に十分な配慮を行うこと。 子どもの生活と遊びの場を広げるために、学校の校庭・体育館や余裕教室等の利用について連携を図ること。また、放課後子ども教室との連携を図ること。</p> <p>○関係機関・地域との連携 保育所・幼稚園等と連携し、情報の共有と相互理解に努めること。 子どもの病気や事故、もめごとなどに備えて、日常から地域の医療・保健・福祉等の関係機関と連携を図るように努めるとともに、ボランティアの募集・受入れを積極的に行い、また、地域の関係組織や児童関連施設等と連携を図ること。</p> <p>○事故やケガの防止と対応 あらかじめ、事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、事故やケガが発生した場合、速やかに適切な処置を行うこと。</p>

4. 専門委員会での検討結果（その他意見）

項目	専門委員会による報告	現行の国のガイドライン	現行の市の要綱
対象児童	児童福祉法の改正により、6年生まで事業の対象範囲であることが明確化されたが、児童の発達や成長・自立に応じた利用ができるように、個々のクラブにおいてすべて6年生までの受入れを義務化したものではない。	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童であり、その他健全育成上指導を要する児童（特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童）も加えることができること。	小学校第1学年から第3学年までの児童であって、市内に居住し、その保護者が労働等の事由により家庭における養育が困難であると認められる者、及び特に入会を希望する者（松戸市放課後児童クラブ運営指導要綱）
放課後子ども教室との連携	共に地域における放課後の児童の居場所であり、所管している厚生労働省と文部科学省、または自治体における所管部局間等で放課後の時間の在り方について共通した認識を持ち、事業のより密接な連携等を推進することが望まれる。	放課後子ども教室との連携を図ること。	記載なし
障害のある児童の受入れ	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に掲げる基本理念に沿って、障害のある児童も障害のない児童も日々の生活や遊びを通して共に育ち合うことが大切であるため、障害のある児童が安心して生活できる環境となるよう、障害のある児童の受入体制の充実、強化を図っていくことが必要である。	障害のある児童や虐待への対応等特に配慮を要する児童について、利用の希望がある場合は可能な限り受入れに努めること。受入れに当たっては、施設・設備について配慮すること。 障害のある児童を受け入れるための職員研修等に努めること。	補助対象となる児童は、小学校に就学する第1学年から第6学年までの児童のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条第1項に定める知事の認定を受けた児童 (2) (1)以外の児童で身体障害者福祉法第15条第1項に定める身体障害者手帳の交付を受けた児童 (3) (1)以外の児童で療育手帳制度実施要綱により療育手帳の交付を受けた児童 (4) (3)の児童と同程度の障害を有すると児童相談所長又は医師が判定した児童 （松戸市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱）